

今切川における長期放置船舶に係る簡易代執行について

1. 概要

国土交通省徳島河川国道事務所では、平成27年6月18日付けで今切川に長期放置されている、所有者情報不明の船舶6隻と船外機エンジン1基に対して、河川法第75条第1項の規定に基づき是正の公告を行いました。是正されていない船舶に対しては河川法第75条第3項の規定に基づく簡易代執行を平成27年7月24日9時30分から実施する予定です。(荒天時は順延)

2. 詳細内容

- 所有者情報不明の船舶は、緊急時の措置やトラブルの是正等の指示をすることが出来ないなど、河川管理上の支障が大きいため、所有者情報不明の船舶について簡易代執行の手続きを取るものです。
 - * 出水による船舶の流出により河川管理施設への影響
 - * 船舶からの燃料漏れによる水質事故
 - * 長期の放置による他の河川利用者への影響
 - * 堤防補修工事等に支障となること
- 公示は、平成27年6月18日（徳島河川国道事務所、松茂町役場等）に掲示し、現地においても掲示しています。
- 船舶の所有者による自主的な撤去のために猶予期間として30日程度を確保し、是正期間を平成27年7月17日と設定し、期限までに撤去されなかった場合は、当方で撤去し百石須資材置場（徳島県板野郡北島町高房字百庵ノ前）に6ヶ月間保管します。
所有者が引き取りに来ない場合は、河川法第75条第10項の規定により、所有権は国土交通大臣に帰属することとなります。
- 所有者が現れた場合は河川法第75条第9項の規定により、除却・保管その他に要した費用については、所有者等の負担となります。

3. 添付資料 公告文の写し

本施策は、四国圏広域地方計画「No.6 防災力向上プロジェクト」の取組みに該当します。

平成27年 7月14日
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

問合せ先

国土交通省 徳島河川国道事務所 TEL 088-654-2211

徳島河川国道事務所 副所長 福田 浩（内線204）
〃 ◎ 河川占用調整課長 原 竜一（内線341）

◎：主たる問い合わせ先

公 告

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項に基づき、次のとおり公告する。

下記の行為は、河川法第24条の規定に違反しているので、当該船舶の所有者、その他当該船舶について権原を有する者(以下「所有者」という。)に対し、同法第75条第1項の規定に基づき、下記期限までに河川区域外へ除却するよう命ずる。

なお、下記期限までに河川区域外へ除去しない時は、河川法第75条第3項の規定に基づき、河川管理者又はその命じた者、若しくは委任した者において除却し、これに要した費用については同法第75条第9項の規定に基づき所有者等の負担とする。

(行政不服審査法第57条による教示)

この処分を受けた者は、この処分に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。

(行政事件訴訟法第46条による教示)

処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても処分の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。)ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。(なお、当該判決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該判決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。)

記

- ・ 河 川 名 一級河川吉野川水系今切川
- ・ 所 在 徳島県板野郡松茂町広島字南川向地先
- ・ 行為の内容 河川区域内における船舶の放置
- ・ 対象船舶 6隻と船外機エンジン1基(添付資料のとおり)
- ・ 除却期限 平成27年 7月 17日

・ 本件に関する問い合わせ先

〒770-8554

徳島市上吉野町3丁目35

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川占用調整課

TEL 088-654-9270

〒771-1201

徳島県板野郡藍住町奥野字乾126-32

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 旧吉野川出張所

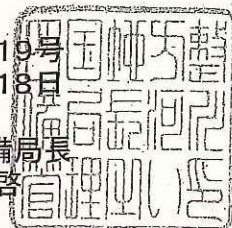
TEL 088-692-5355

国四整徳河占調第 19号

平成 27年 6月 18日

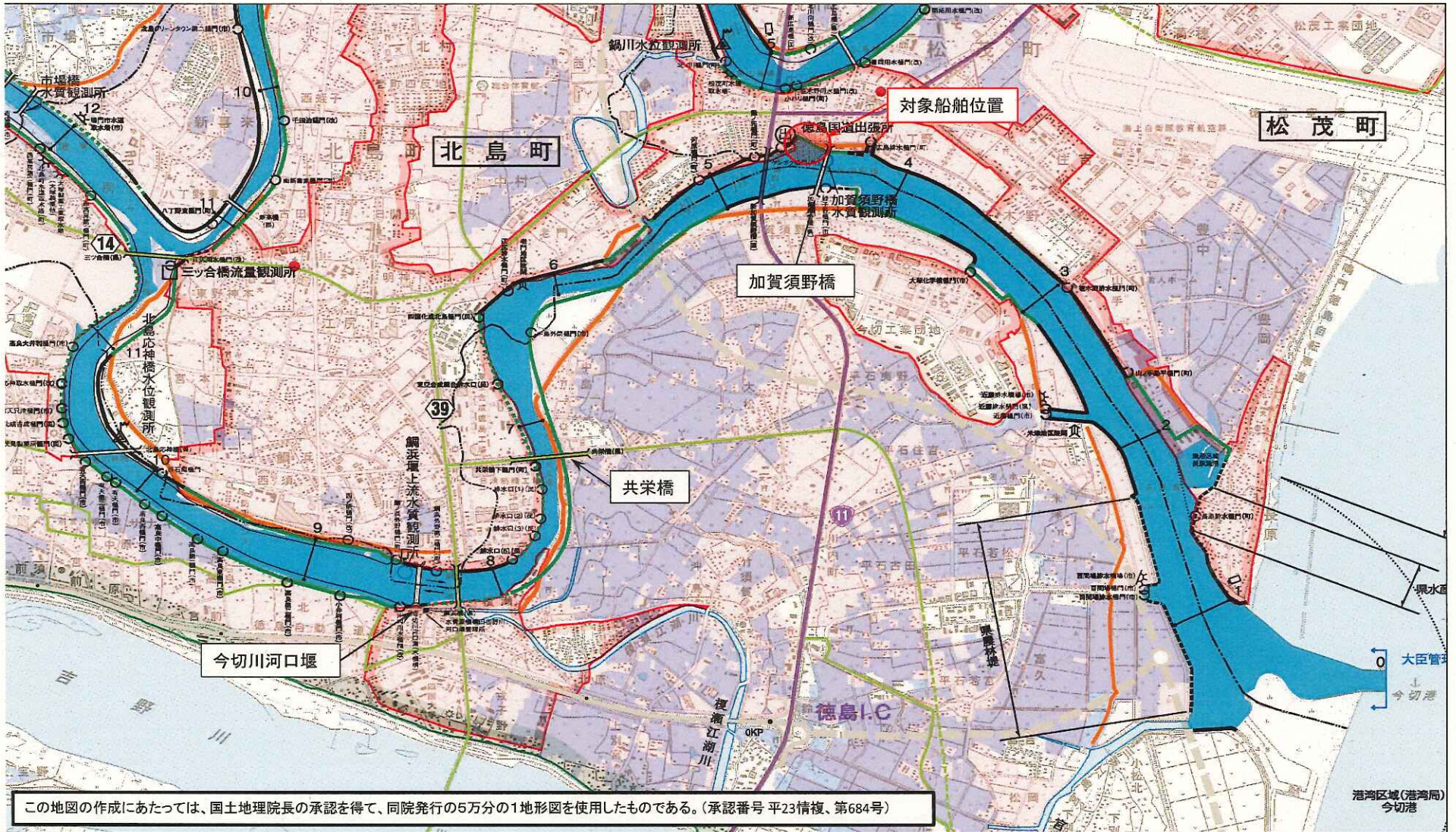
河川管理者 国土交通省 四国地方整備局長

石橋 良啓



資料 1

位置図（今切川左岸 4K4/95付近, 板野郡松茂町広島字南川向 地先）

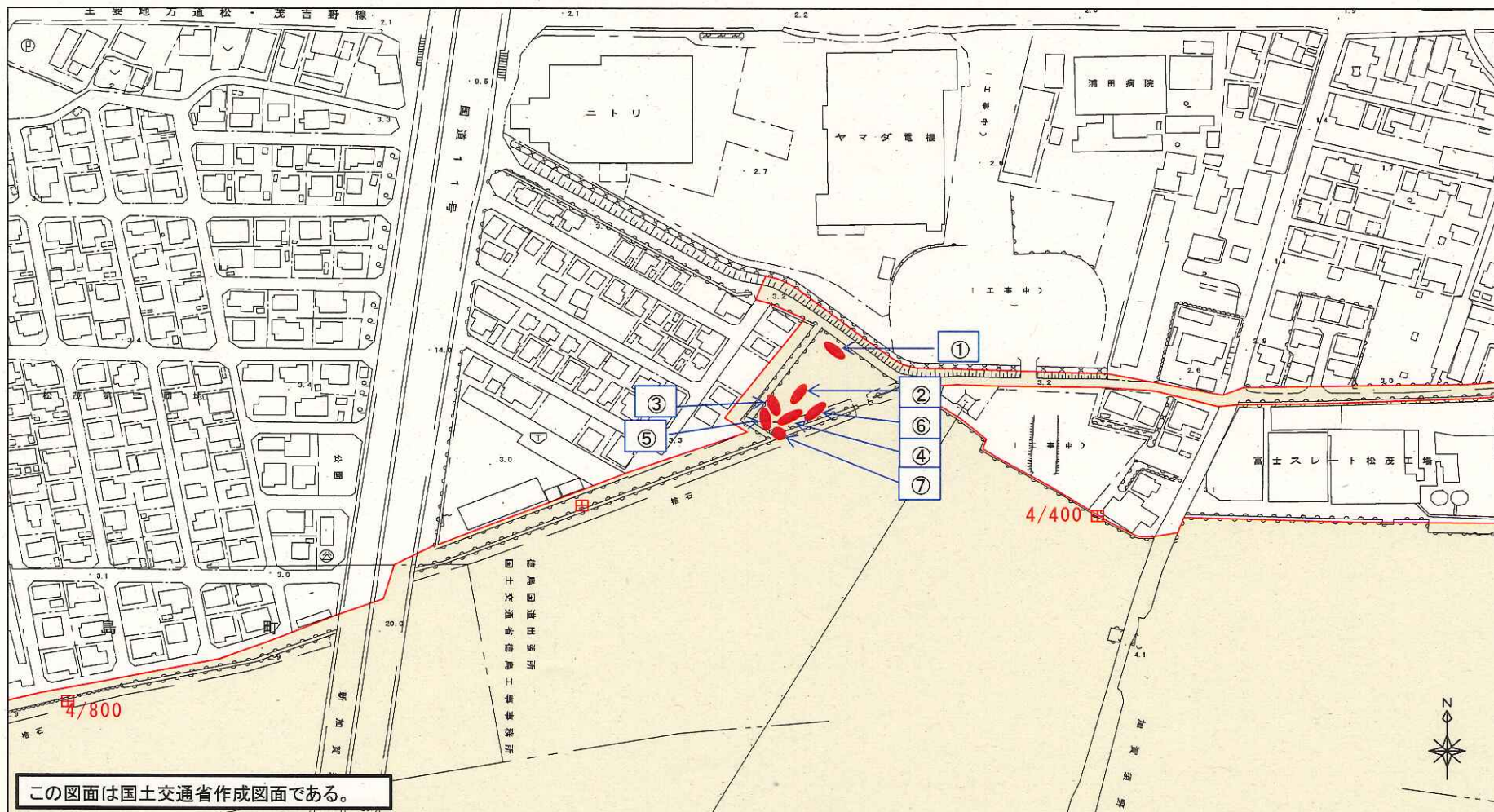


この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を使用したものである。(承認番号 平23情複、第684号)

港湾区域(港湾局)
今切港

資料 2

位置図（今切川左岸 4K4/95付近、板野郡松茂町広島字南川向地先）



図番号	河名	左岸・右岸	距離標
①	I-96	今切川 左岸	4k/4+95附近
②	I-98	今切川 左岸	4k/4+95附近
③	I-100	今切川 左岸	4k/4+95附近
④	I-101	今切川 左岸	4k/4+95附近

図番号	河名	左岸・右岸	距離標
⑤	I-102	今切川 左岸	4k/4+95附近
⑥	I-103	今切川 左岸	4k/4+95附近
⑦	E-1	今切川 左岸	4k/4+95附近

資料 3

今回公告を行った対象の船舶(写真①②③④の4隻)



資料 3

今回公告を行った対象の船舶(写真⑤⑥の2隻と⑦の船外機エンジン)

